

見守り 新鮮情報

機種変更のために**携帯電話**
ショップに出かけ、同系列の
キャリアが提供する端末を熱心に
勧められ**契約**した。その後、契約書
を確認したところ、**断ったはずの**
オプションなどが付けられて
いるうえ、**セキュリティソフト**も
契約させられていた。納得でき
ない。(60歳代)

断ったはずなのに！



©Kurosaki Gen

不要なオプションが 付けられていた!? 携帯電話の契約は慎重に

ひとこと助言

契約書を
よく確認



見守るくん

- 携帯電話の買い替えなどの際、不要なオプションを付けられていたといった相談が寄せられています。
- 契約の際には、契約内容をよく確認し、よく分からない場合は契約しないようにしましょう。オプション等を勧められた際も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。
- 契約書もその場でよく確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるかなどを確認しましょう。
- 不要なオプションを契約させられている場合は、すぐにショップに解約を申し出ましょう。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第529号(2025年12月4日)発行：独立行政法人国民生活センター

福岡市消費生活センター相談コーナー Tel: **092-781-0999**

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

月曜日～金曜日 9時～17時 ※来所による相談は予約制です

土曜日 10時～16時 (電話相談のみ)

※祝休日、年末年始(12/29～1/3)はお休みします

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

